

## 放課後児童クラブ運営規程

### (事業の目的)

第1条 放課後児童クラブ（学童保育鈴っ子クラブ、学童保育第2鈴っ子クラブ）（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年 法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業者は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「利用者」という。）を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

- 2 事業者は、利用者的人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 前4項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」、「大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月16日条例第19号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、運営に取り組むものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地、定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : 学童保育鈴っ子クラブ 定員50名  
所在地 : 大村市大里町32-1
- (2) 名称 : 学童保育第2鈴っ子クラブ 定員40名  
所在地 : 大村市大里町31-1

### (職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数（※通常平日の配置数）の及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員 : 1名

補助員 : 1名以上

- (2) 職務の内容

#### ①役割・職務内容

放課後児童支援員等は、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図るために、次の業務等を行う。

また、利用児童に対して差別的取扱いや心身に有害な影響を与える行為（身体的、性的、心理的虐待など）をしてはならない。

ア、児童の育成・支援

イ、行事の企画・実施

ウ、保健管理

エ、施設等の管理

（ア）環境整備（物品の整理整頓、清掃、その他衛生管理）

（イ）安全管理、危機管理

オ、保護者との連絡・調整

カ、学校との連絡・調整

キ、関係機関・地域団体等との連絡・調整

ク、事業内容向上のための研修

ケ、情報の共有

（ア）日誌などによる運営記録

出欠状況、行事内容、けが・事故、保護者からの連絡、おやつの内容等

（イ）職員会議等

定例的な職員会議の開催、引き継ぎの実施により、職員間の連絡・周知を図る。

コ、その他

（ア）諸経費の管理等

（開所日及び開所時間）

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

（1）開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く日

（2）開所時間

ア 小学校の授業日：午後2時から午後7時まで

イ 小学校の授業の休業日：午前8時から午後7時まで

ウ 土曜日：午前8時から午後7時まで

2 事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

（支援の内容）

第6条 事業所で行う支援は、次の通りとする。

（1）育成・支援

①集団と個別

ア、集団

異年齢の児童の集団として、児童相互の話し合いと集団的な遊び等を多く取り入れ、相互理解と信頼を高め、友情を育てるように支援する。

また、文化（言語、生活習慣等）の違う児童同士が理解しあえるように援助する。

#### イ、個別

1人ひとりの児童について、児童の性格、家庭状況、文化（言語、生活習慣等）の違い、学校での状況を理解し、支援する。そのために、家庭や学校との連絡を密にする。

#### ②育成・支援の内容

##### ア、余暇活動

情緒や協調性、創造力などが助長されて、心身ともに発達するような遊びを計画する。放課後の解放感と活動性が發揮できるよう個別的、集団的に支援する。

##### イ、生活習慣

児童が、健全な社会活動を営む上での人格の形成を目的とし、挨拶をする、手洗いやうがいをする、自分の持ち物をきちんと整理するなど、基本的な生活習慣を習得できるようにする。また、食育の視点に立ち、おやつや昼食をとおして育成を行う。

さらに、生活全般にわたって起こり得る様々な問題に対応ができるよう配慮し、支援する。

##### ウ、家庭学習

児童の家庭学習の手助けをし、自主的に学習する習慣を身に付けられるように支援する。

#### ③育成・支援計画の策定

事業の効果的実施のため、前年度末から年度当初に、年間計画を策定するとともに、月間・週間・日々の計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、児童が放課後児童クラブの行事等に主体的に参加できるよう、その意見を取り入れるなどの配慮を行う。

#### （2）保健管理、衛生管理

ア、児童の様子（顔色・体調など）の日常的観察

イ、既往歴、持病、掛かりつけ病院・医師の把握

ウ、清潔な生活習慣を身につけさせる。

エ、応急処置のための医薬品等の常備

オ、職員も健康診断を受け、手洗い、うがいの励行など、健康管理に注意する。

カ、アレルギー疾患児童の受入れにあたっては、事前に保護者との間で十分に話し合い、児童の情報を的確に把握し、関係者全員で情報を共有するなど、発症時にその場に居合わせた支援員等の誰もが、適切な救急対応ができる体制を整える。

緊急時の処方薬は本人が携帯・管理・使用することが基本である。支援員等での対応が必要な場合は、保護者や主治医等と十分に協議し、同意を得る。

#### （保護者が支払うべき額等）

第7条 保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次に掲げる額とする。

##### （1）基本利用料・おやつ代 別紙のとおり

（2）延長利用料（午後6時30分から午後7時までの利用）：300円（一回）

2 前項（1）については、次のとおり減免制度を設けるものとする。

（1）大村市放課後対策母子家庭等児童助成事業補助金の対象者：交付基準額最高 5, 000 円

（2）兄弟児：3, 000 円

（3）その他施設長が特別に必要と認める者：必要な額

3 前2項に規定する保護者負担額の他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

4 保護者負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日に、原則として、現金により納付するものとする。

（事業所の面積）

第8条 事業所の面積は、次の通りとする。

（1）学童保育鈴っ子クラブ：153. 61 m<sup>2</sup>

（2）学童保育第2鈴っ子クラブ：102. 87 m<sup>2</sup>

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、鈴田小学校区とする。

ただし、これを越えて利用することを妨げるものではない。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第10条 保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

（1）利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。

（2）感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第11条 事業者は、事故・事件の発生を未然に防ぐとともに、自然災害への適切な対応につなげるため、危機管理マニュアルを策定し、日頃からこれに基づき安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応に取り組む。

（1）安全管理、安全指導

ア、施設・設備・遊具の安全点検

イ、玩具、備品などの選択における注意

ウ、屋外活動時の危険箇所（道路・河川・ため池・がけ等）の確認

エ、児童の個性の把握と目配り・声掛け

オ、行事等として実施

おわりの会などの指導、避難訓練、防犯、交通安全教室（警察等との連携）、防犯マップの作成等

（2）来所・帰宅時の安全確保

学校・保護者との連携を密にし、下校時刻の変更などの把握と、出欠確認を確実に行い、来所の安全確認を行う

このほか、「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅時における安全点検リスト」（平成17年12月厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）等を活用して点検等に努める。

### （3）危機対応（通報・連絡、情報把握）

ア、保護者：緊急連絡先の把握。

イ、学校：近隣学校通報システムにより、校区内の不審者情報等の提供を受けるとともに、情報提供にも努める。

ウ、警察：「安心メールキャッチくん」「生活安全ニュース」を利用して情報把握に努める。

エ、気象：「長崎県総合防災ポータルサイト」「大村市防災ラジオ」等を利用して、警報発表状況の迅速な情報把握に努める。

### （非常災害対策）

第12条 事業者は、危機管理マニュアルを定め、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組むものとする。

### （苦情解決）

第13条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

### （個人情報の保護）

第14条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさがないよう、必要な措置を講じなければならない。

### （虐待防止に関する事項）

第15条 事業者及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

### （その他運営に関する重要事項）

第16条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

令和 6年4月1日一部改正

令和 7年4月1日一部改正